## 宗門総合振興計画 vol.8-48

## 寺院の適切な管理運営について

寺院活動支援部〈一般寺院担当〉

## 相続税・贈与税

## 不動産の贈与(寄附)を受けた宗教法人の取扱い

(1)宗教法人が遺贈や贈与を受けた場合

宗教法人が遺贈・贈与により財産を取得した場合は、客

宗教法人の

会計・税務について、掲載しております。するため、『宗報』(令和2年4月号)より、

宗門総合振興計画の一環として、

適正な寺院運営に資

今号は、相続税・贈与税について掲載いたします。

法人税の課税対象となりません。附金収益となりますが、宗教法人は、収益事業課税のため

贈・贈与により遺贈者又は贈与者の親族、その他これらのただし、宗教法人に対する遺贈・贈与において、その遺

場合には贈与税が課されます(相続税法第66条第4項)。教法人を個人とみなし、遺贈の場合には相続税が、贈与の当に減少する結果」となるときは、遺贈・贈与を受けた宗者と特別の関係がある者の相続税又は贈与税の負担が「不

ます。
次に掲げる行為については、不当に減少する結果となり(2)「不当に減少する結果」となる場合

①遺贈・贈与を受けた法人の規則等において、遺贈者又①遺贈・贈与を受けた法人の規則等において、遺贈者又

(i法人の所有する財産をこれらの者に居住、担保その掲げるいずれかの行為をすると認められる場合。 その親族、その他特殊の関係がある者に対して、次に の関係がある者に対して、次に

に金銭の貸付をすること。 迎法人の他の従業員に比し有利な条件で、これらの者

他

の私事に利用させること。

い価額の対価で譲渡すること。

は賃借料で借り受けること。
いこれらの者から金銭、その他の財産を過大な利息又

(v)その他これらに類する行為。

3)遺贈・贈与を行う者が、遺贈・贈与を受ける宗教法人の役

宗教法人は次に掲げる要件を満たさなければ、課税の対

象となります。

①責任役員の定数が責任役員の定数の2倍を超えているこあり、評議員会(総代会等)の制度が設けられており、あり、評議員会(総代会等)の制度が設けられており、

②役員のうちには、その者及びその親族等の特殊関係者

他の公益を目的とする事業を営む法人に帰属するこ③解散に伴う残余財産が、国若しくは地方公共団体又は

負債の明細が適正に記載されていること。④必要な会計処理を行い、収入及び支出並びに資産及び

令第33条、同法基本通達関連個別通達6)。

2

が一旦相続しますので、相続人の相続税の対象となりま宗教法人に寄贈した場合は、その不動産については相続人相続人が、被相続人から不動産を相続した後、不動産を相続した不動産を宗教法人に贈与(寄附)した個人の取扱い

贈した場合には、相続人の相続財産にはなりません。する旨を記載しており、遺言通りに不動産を宗教法人に寄渡所得税の課税対象にもなります。なお、被相続人が遺言により、不動産を宗教法人に寄贈さお、根続人が増満した財産を宗教法人に寄贈しますのまた、相続人が相続した財産を宗教法人に寄贈しますのまた、相続人が相続した財産を宗教法人に寄贈しますの

基づき、掲載しております。 ・行政手続きまで』(株式会社出版文化社、2018)に ・ にの「実務がわかる「宗教法人会計・税務」基礎か ・ 本内容は、宗派顧問税理士「税理士法人ゆびすい」

なり、

しかし、

の課税対象となります。(『宗報』令和3年6月号参照

租税特別措置法第40条に該当しなければ譲渡所得税

被相続人が不動産を宗教法人に寄附したことと

